

JON データの許諾外使用例

1. システムオーナーにおいて注意して頂きたい許諾外使用例

- (1) 予め合意する記憶領域の外において、JON データを網羅的、一体的に保有すること（適用システム内の一時処理領域における一時処理のための保有を除く。）
- (2) 予め合意する記憶領域の外において、JON データを永続的に保有すること（印刷又は印刷に準ずる電磁的記録の作成が許諾された場合の当該印刷物又は当該電磁的記録の保有を除く。）

※（クライアント端末のキャッシュについて）適用システムに格納されている JON データをクライアント端末にインストールされているソフトウェア（アプリケーション）を通じて読み込み、その内容をクライアント端末に表示・描画等するなどして使用することは通常の「閲覧使用」に該当し、許容されます。この場合、当該クライアント端末（使用者の PC）に JON データの断片的なキャッシュ（一時データ）が生成されますが、そのキャッシュを当該クライアント端末に保存したまま、又は別の場所に保存し、一時的ではなく永続的に使用することは、許諾外使用（JON データの販売・再配布（一般的なデータ製品のダウンロード）に該当し、対価の支払いが必要）となります。なお、クライアント端末に生成された JON データのキャッシュを直接読み込むことで再び同じデータをクライアント端末で取り扱う場合の動作が円滑になりますが、そのような用途でのキャッシュの保存がどの程度の期間許容されるかは、具体的状況をもとに、当該保存・利用が JON データの再配布と評価しうるかという観点から、最終的には社会通念に沿って判断されます。

- (3) 違法な目的、公序良俗に反する目的その他、不当な目的で JON データを使用すること

2. システムオーナーおよびユーザーに共通で注意して頂きたい許諾外使用例

- (1) 明示的に許諾されない印刷、複製、保存
- (2) JON データの第三者への全部又は一部の譲渡、貸与、使用権設定（適用システムに接続するクライアント端末による JON と合意した使用目的に沿った閲覧使用を除く。）、公衆送信（印刷に準ずる電磁的記録の作成が許諾された場合に当該電磁的記録を一般客にメール送信する場合を除く。）
- (3) JON の事業利益を実質的に損なうこととなる、又はそのおそれがある本プロダクトの使用（以下、例示）
 - (ア) JON データを自己に権利が帰属するものとして取り扱うこと（規約に基づく使用許諾範囲を除く。）
 - (イ) JON データを原材料又は参考にして、販売用情報成果物の作成、修正、検査、更新、その他品質向上又は製造工程の効率化をすること
 - (ウ) JON データを JON の事業と実質的に競合する自己又は第三者の事業に使用すること
 - (エ) JON データを JON の事業と実質的に競合する態様で第三者の商品と組み合わせて使用すること

※（他社類似データ等の併用についての考え方）顧客システムにおいて JON データと意味合いの重複する他社データや JON_API と機能が重複する他社製 API を取り扱う場合、そのことをもって直ちに JON の事業利益が損なわれるわけではありませんが、例えば主要範囲（主要エリア又は主要期間）において JON データや JON_API を使用することが出来るにもかかわらず敢えて他社データや他社製 API を使用することとし、JON データや JON_API は補完的にしか使用せず、僅かな料金しか期待できないような場合には、当該補完的な本プロダクトの納入および使用許諾によって主要範囲にかかる JON 商品の使用を排除しつつ他社商品の使用を助けることとなるため、JON の事業利益が実質的に損なわれるおそれがあり、許諾外使用に該当します。

（オ）JON データをもとに JON の顧客又は潜在顧客に対して商品サービスを提供すること（JON と合意した場合を除く。）

（カ）JON データをもとに JON の事業と実質的に競合する事業を営む第三者に対して商品サービスを提供し、その他協力をすること

(4) JON データの翻案（細かい部分を作り替えること）、改変（内容を変えて違うものにする）、更新（JON データに JON データのもつ鮮度以降の新規生成差分データ（更新データ）を加え、古くなり意味消失したデータを削除するなどして、鮮度を向上すること）

(5) 料金未払い、契約の終了等により、JON データの使用許諾が有効となっていないにもかかわらず、JON データを使用すること

以 上